

法人ニュース胆江

第16号 平成26年7月



2013 小学生による税のポスター展 入賞作品



公益社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL24-3141 FAX24-3148
URL <http://www.tankou.jp> Mail info@tankou.jp

公益社団法人胆江法人会

第2回通常総会開催

去る6月10日(火)午後4時30分よりプラザイン水沢において、公益社団法人胆江法人会第2回通常総会が開催されました。水沢税務署佐藤法人統括官をはじめとする来賓10名と会員60名が出席しました。

報告事項として、理事会にて決議されている、平成25年度事業報告、平成26年度事業計画、平成26年度収支予算について報告されました。

及川会長が議長となり議事が進行され、平成25年度計算書類について原案通り承認されました。また、理事の補欠選任では、女性部会長の佐藤泰子氏(佐野建設株)が選任されました。

議事終了後、優良経理担当者表彰が行われ、5名の方がめでたく表彰を受賞されました。

その後、佐藤水沢税務署法人統括官、平野県南広域振興局副局長から祝辞を頂き、総会が終了しました。

引き続き懇親会が行われ、小沢奥州市長、高橋金ヶ崎町長から祝辞を頂き、会員相互の親睦交流を一層深められました。

今後とも会員皆様方から、法人会運営についてご協力くださいますようお願い申し上げます。



優良経理担当者表彰受表彰者

公益社団法人胆江法人会 会長表彰

小原自動車工業株式会社

菅原 徳子

板谷建設株式会社

佐藤 麻衣子

白金運輸株式会社

佐々木 静

千葉建設株式会社

伊藤 美香

一般財団法人水沢環境公社

佐々木 咲希

青年部会

通常総会を開催

胆江法人会青年部会は5月14日、プラザイン水沢において、第2回通常総会を開催しました。

平成25年度事業報告並びに収支決算、平成26年度事業計画並びに収支予算について報告しました。

議事終了後、信夫水沢税務署長、菅原胆江法人会専務理事が祝辞を述べられました。

懇親会では、50歳に達した卒業会員2名に対して記念品が送られました。また、ゲーム大会などにより盛り上がり親睦と交流を一層深められました。

今年度は、税務や経営等の研修会や、小学生の税のポスター展、より充実した租税教室などを計画しています。

青年部会会員募集中!

只今会員大募集中です。是非仲間になりませんか。人脈はかけがえのない財産!お知り合いが沢山増えます。本会会員企業の50歳までの方ならどなたでも加入できます。お問合せは事務局まで。



女性部会

税務セミナーと通常総会を開催

胆江法人会女性部会は5月16日、プラザイン水沢において、税務セミナー及び第2回通常総会を開催しました。

セミナーは、税理士の鈴木敏夫氏を講師に迎え、「税あれこれ」〜現職当時を振り返って〜の演題で、税務署職員当時のエピソードを交えて貴重なお話を頂きました。

総会では、4月22日開催の役員会において、新たに佐藤泰子氏（佐野建設(株)）が女性部会長に選任され就任したことを報告し、その後、平成25年度事業報告並びに収支決算、平成26年度事業計画並びに収支予算を報告しました。議事終了後、信夫水沢税務署長、菊地昭胆江法人会副会長が祝辞を述べられた後閉会し、和に昼食会を行いました。

今年度事業は、税務や経営等の研修会や、小学生の税の絵がきコンクール、会員交流会等を計画しております。



税金ミニ情報

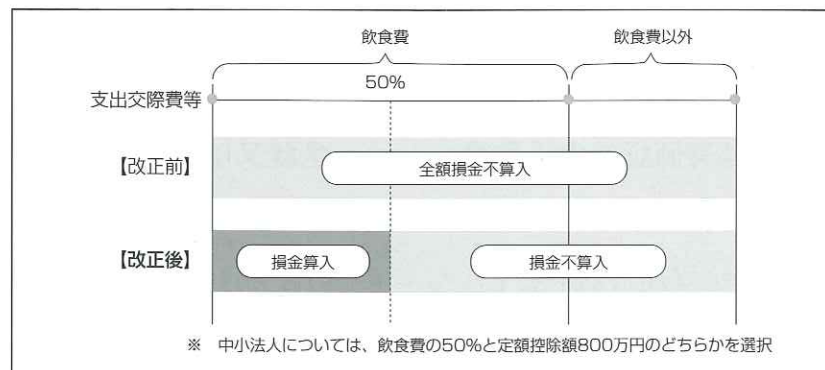
交際費等の損金不算入制度が改正されました。

交際費課税の特例措置の拡充

消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

- ① 交際費等の額（注1）のうち、飲食のために支出する費用（注2）の額の50%が損金の額に算入されます。
 (注1) 社外の人との飲食等で1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の額から除かれています。
 (注2) 専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含みません。
- ② 中小法人については、損金算入の特例（定額控除限度額800万円）と、上記①との選択適用ができます。

《制度の概要》



適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

税務署からのお知らせ

「領収証」等に係る印紙税 の非課税範囲が変わりました

「金銭又は有価証券の受取書（領収証等）」の印紙税
の非課税範囲が、次のように変わりました。

受取書の（領収証等）の受取金額が

改正前

3万円未満

は非課税

（3万円以上は課税）



平成 26 年 4 月 1 日以降作成分

5万円未満

は非課税

（5万円以上は課税）

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」や「レシート」のほか、請求書や納品書などに「代済」、
「了」などと記入したものや、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものは、「金銭又は有価証券の受取書」に該当します。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税が軽減されました

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書※に係る印紙税の税率が、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「H26.4.1～H30.3.31の税率」欄の金額に変わりました。

※ 建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいますから、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

契約金額		H9.4.1～ H26.3.31 の税率	H26.4.1～ H30.3.31 の税率	(参考) 本則税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円未満		非課税	非課税	非課税
1万円以上 10万円以下	1万円以上 100万円以下	200円	※ 200円	200円
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	400円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	1千円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	2千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	1万円
1千万円超	5千万円以下	1万5千円	1万円	2万円
5千万円超	1億円以下	4万5千円	3万円	6万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円	10万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円	20万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円	40万円
50億円超		54万円	48万円	60万円

上表の「※」部分については、税率に変更はありません。

領収証等や不動産譲渡契約書等に係る印紙税の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

また、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

誤って印紙税を納付した場合、 返してもらえるの？

（ 経 理 課 社 員 リ サ と 顧 問 税 理 士 ）

サキ先生の 税務問答

税理士・行政書士 山 端 美 徳

リサ この間、注文を受けた建物建設

工事の注文請書に収入印紙を貼って先方に提出したら、収入印紙の額が多すぎると言われたのですが。

サキ先生 建設工事の注文請書は、通常の請負契約書より印紙税額が軽減されていますよ。ところで、いくら多かったのですか。

リサ 記載金額が一、六〇〇万円の注文請書なのですが、一五、〇〇〇円の収入印紙を貼っていました。

でも、調べてみると、平成二十六年四月から平成三十年三月までに作成する建設工事の請書は、一〇、〇〇〇円に変更になっていました。

以前、先生から「税額が変わるから、注意してね」と言われたのを思い出しました。どうすればいい

いでしょうか。

サキ先生 この場合、作成者である当方において差額分の還付を受けることとなります。具体的には、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」の提出をすることになります

が、その際、印紙を貼った注文請書を提示する必要がありますので、先方から預かってください。そこで確認を受けることによって、多く納めた五、〇〇〇円は当方の銀行口座に後日振込入金されることとなります。

また、注文請書については、確認印を押印のうえ返却してもらえます。

リサ 還付の手続きはいつまでに行わなければいけないのですか。

サキ先生 印紙を貼り付けた日から五年の間に請求手続きを行わなければいけません。

リサ 今回のように多く納めた場合のほかにも還付請求ができる場合がありますか。

サキ先生 印紙税がかからない文書に誤って印紙を貼った場合や、印紙を貼ったものの契約書の作成途中で書損などにより使用する見込みがなくなった場合なども、還付の対象となります。

ただし、契約書として成立した後、修正または変更などにより、再度契約書を作成するような場合には、一旦契約が成立しているため、修正または変更前の契約書は還付の対象にはならないので注意してください。

リサ 収入印紙で使用見込みのないものも返してもらえますか。

サキ先生 不要になった未使用の収入印紙は、印紙税として還付を受けることはできませんし、郵便局で買い戻しもできません。

ただし、郵便局の窓口で手数料

を支払って他の額面の収入印紙と交換することができます。

リサ わかりました。

そういえば、領収書に貼る収入印紙も今まで三万円未満が非課税だったのが、平成二十六年四月以降に交付する場合は五万円未満まで非課税となりましたね。気をつけないと！

【筆者紹介】山端美徳（やまはた・よし のり）1963年生まれ。国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。



📷 カメラレポート 🎬



優良経理担当者表彰（総会）



青年部会による租税教室（佐倉河小学校）



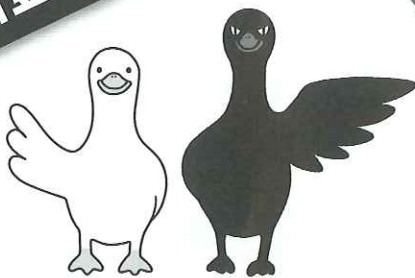
女性部会バザー売上寄付（社協）



女性部会研修旅行会（歌舞伎座）

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!



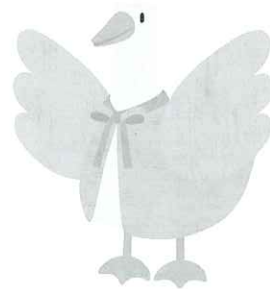
がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

EVER



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

盛岡支社
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13階
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2013-0044 8月8日



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 昭和46年に発足し、
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまを
 お守りしてまいります。

DaiDO 大同生命

東北支社/盛岡市盛岡駅西通2-9-1
 (マリオス12F) TEL 019-624-3427

AIU AIU保険会社

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10
 (七十七日生盛岡ビル5F) TEL 019-653-1411



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



ケガ・病気

熱中症

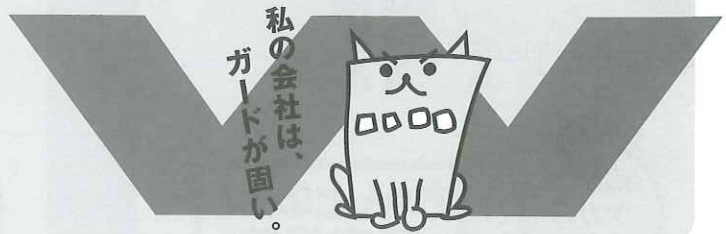
労災訴訟

地震・噴火・津波

損害賠償責任

過 労

職場のメンタルヘルス



法人会の アットワークハイパー任意労災

定額+賠償の「ダブル補償」で、万一の労働災害から企業経営を守ります。

AIU保険会社
 URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0022
 盛岡市大通 3-3-10 (七十七日生盛岡ビル5階)
 TEL.019-653-1411 FAX.019-623-3541
 (受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

●この広告は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては弊社代理店にお問合せください。 ●アットワークハイパー任意労災は法人会福利厚生制度の制度商品である業務災害総合保険のペットネームです。